

○重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合における金融サービスの提供に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）により義務付けられた重要事項の説明及び勧誘方針の策定・公表について必要な事項を定め、金融サービス提供法の適正な運営を行うことを目的とする。

(重要事項の説明)

第2条 共済事業の加入者に対する重要事項の説明に当たっては、重要事項説明書を用いる。

2 前項の説明は、金融サービス提供法の規定による金融商品販売業者を除く加入者に対し、共済関係が成立するまでに行うものとする。

(勧誘方針の策定)

第3条 勧誘方針については、別添様式例のとおり定める。

2 勧誘方針を書面とする場合は、文字の大きさを15ポイント以上とするものとする。

(勧誘方針の公表)

第4条 前条の方針については、定款で定める公告の方法により公表するものとする。

2 前項の公表の内容は、広報誌等を通じ、加入者に通知するものとする。

(改正手続)

第5条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則の改正は、平成30年9月26日から適用する。

附 則

この規則の改正は、令和5年2月22日から適用する。

附 則

この規則の改正は、令和6年2月1日から適用する。

(別添様式例)

勧 誘 方 針

当農業共済組合は、農業保険法に基づき農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資することを目的として各種の共済事業、保険事業を実施しております。

これら事業の推進に当たっては、「金融サービスの提供に関する法律」に基づいて、次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

- 1 農業保険法、金融サービスの提供に関する法律及びその他法令等を遵守し、適正な事業推進を行います。
- 2 組合員・加入者の皆さまの知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な勧誘と情報の提供を行います。
- 3 組合員・加入者の皆さまに共済事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 4 組合員・加入者の皆さまに対する加入推進のための方法及び時間帯について、迷惑となる行為は行いません。
- 5 万が一共済事故が発生した場合には、迅速かつ的確な損害評価及び共済金の支払いを行います。
- 6 組合員・加入者の皆さまに対し、より適切な加入推進が行えるよう、役職員等の研修の充実に努めます。

神奈川県農業共済組合